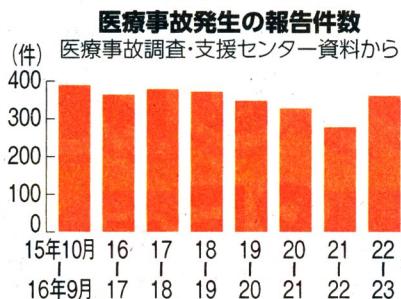


事故報告数横ばい 病院長判断が影響?



制度は2015年10月に始まった。医療法では、提供した医療に起因するか、その疑いがあり、予期していなかつた死亡事故が起きた場合、管理者（病院長）は第三者機関の「医療事故調査・支援センター」に報告しなければならないとされている。その後、院内で調査し、結果は遺族に説明することが求められる。

報告数は横ばいが続き、ここ数年は年間300件台で推移している。センターに報告するかは病院長の判断になるため、実際の医療事故はもっと多い可能性がある。

それを示唆しているのが、病院や地域によるばらつきだ。

23年末までの実績では、600床以上の大きな病院のうち、複数回報告したことのある病院が6割だった一方、1回も報告したこと

がない病院が2割を占めた。都道府県別で人口10万人あたりの報告数みると、宮崎が最多で年5・2件、福井が最少で年1・0件となっている。